



TIPLO News

2023年7月号(J287)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

今月のトピックス

- 01 2023年7月1日より台韓間の優先権証明書類の電子的交換を意匠登録出願にも適用拡大
- 02 改訂された「專利審査基準」第二篇特許の実体審査第1、3~5、10、11、14章及び第五篇無効審判、2023年7月1日から適用
- 03 グリーン商標分析報告を公表、統一会社がリード
- 04 2023年IMD世界競争力ランキングで台湾は世界6位に上昇

台湾ハイテク産業情報

- 01 鴻海とStellantisがSiliconAutoを設立 車載用半導体に参入

台湾知的財産権関連の判決例

- 01 営業秘密関連

秘密保持契約で定めた守秘しなければならない機密資料は、必ずしも営業秘密法で定義された「営業秘密」と一致しなければならないとは限らないが、明確性、合理性、非一般周知性の特性を備えていることが必須であり、且つ第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置を講じたものである。

今月のトピックス

J230630Y1

01 2023年7月1日より台韓間の優先権証明書類の電子的交換を意匠登録出願にも適用拡大

知的財産局は公告を以て、2016年から(特許出願と実用新案登録出願に)適用されている「台韓(特許庁)間の優先権証明書類の電子的交換(Priority Document Exchange、略称はPDX)」について、2023年7月1日から意匠登録出願にも適用を拡大して、2021年に調印された「台韓間の意匠登録出願優先権証明書類の電子的交換に関する覚書」という人々の利便性を図るための措置を着実に実施すると発表した。

台韓間PDXのシステムを通じて、双方の意匠登録出願人にとってより便利になり、出願にかかる時間とコストを節約できるようになる。(2023年6月)

J230627Y1

02 改訂された「専利審査基準」第二篇特許の実体審査第1、3~5、10、11、14章及び第五篇無効審判、2023年7月1日から適用

知的財産局は公告を以て、改訂された「専利審査基準」第二篇「特許の実体審査」第1、3~5、10、11、14章及び第五篇「無効審判」は、2023年7月1日から適用が開始されると発表した。「専利法施行細則」並びに「特許権の存続期間延長許可弁法(原文:専利権期間延長核定辦法)」の改正、及びWIPO標準ST.25に準拠したXML形式の配列表提出の実施に対応するとともに、審査における実務上のニーズに対してリアルタイムに対処し、見解を統一し、審査の質を高めるため、審査基準の各章節の内容を見直して、審査の原則及び注意事項を追加し、文言を修正して、審査基準の完成度をさらに高めることを目指した。改訂の重点は以下の通り:

一、第二篇第1章「明細書、特許請求の範囲、要約書及び図面」

1.4「審査の留意事項」において(5)を追加し、明細書に引用されている先行技術を引用文献として採用できるか否かの原則を説明している。

二、第二篇第3章「特許要件」

5.7「権利の接続」において(4)を修正し、特許と実用新案の「一案両請」(訳注:一つの創作について同日に特許出願と実用新案登録出願を行うこと)について、その特許出願が査定前に出願の分割を行い、かつ元の特許出願の声明を援用する場合、原出願又は分割出願のいずれかの特許査定の前に、(審査官は)出願人に特許出願のうち一つだけ接続出願とすることができること(訳注:つまり一つのみ選択できること)を確認する旨の通知をしなければならないことを説明している。

三、第二篇第5章「優先権」

2.7「審査の留意事項」において、第一篇「方式審査」第7章の規定を参照して、後願が国内優先権を主張した後、まだ査定されておらず、先願がまだ出願日から15ヵ月を経過していない(訳注:専利法第30

条第2項「前項の先願は、その出願日から15ヵ月を経過したときに取り下げたものとみなす。」) 場合は、国内優先権が主張されていない部分について出願の分割を行うことができ、その分割出願は再び国内優先権を主張することはできないとの規定を追加した。

四、第二篇第10章「出願の分割及び変更」

1.2.1「形式的要件」において、2023年5月1日付で専利法施行細則第28条第3項が改正されたのに合わせて、説明を追加している。

1.3「出願の分割の効果」において、第3章5.7「権利の接続」の変更内容に合わせて、原出願又は分割出願のいずれかの特許査定の前に、(審査官は)出願人に特許出願のうち一つだけ接続出願とすることができることを確認する旨の通知をしなければならないことを説明している。

五、第二篇第11章「特許権の存続期間の延長登録」

1. 専利法第53条でいう「その他の法律の規定により、許可証を取得する必要があるもの」は薬事法第39条規定により取得する許可証だけに限らず、「希少疾患及びオーファンドラッグ法(原文: 罕见疾病防治及藥物法)」第14条規定により許可証を取得する薬品もその適用となり、明確な法的根拠がある。

2. 2023年2月6日付で予告された特許権の存続期間延長許可弁法第4条の改正案に合わせて、知的財産局は出願人が提出した、衛生福利部が薬品許可証の発行に必要な国内外臨床試験であることをすでに確認した資料を特許権の存続期間の延長を認定する基準とすることができるようにし、出願人の提出した資料を再び衛生福利部に送って確認する必要はないものとする。

六、第二篇第14章「生物関連発明」

知的財産局が2022年8月1日から明細書における配列表についてIPO標準ST.25の準拠を全面的に実施しているため、配列表記載に関する規定を修正している。

七、第五篇第1章「専利権の無効審判」

2.4.1.2「無効審判請求趣旨の処理原則」において、無効審判請求趣旨が引用記載形式の請求項を含むときに、前記引用記載形式の請求項が引用する部分の請求項に対して無効審判請求理由が説明されていない状況について、審理の範囲と一事不再理の適用状況の説明を追加し、事例を挙げている。

八、第五篇第2章「特許権存続期間延長登録の無効審判」

1. 第11章「特許権の存続期間の延長登録」の修正に合わせて、「希少疾患及びオーファンドラッグ法」第14条規定により許可証を取得する薬品も「専利法」第53条の適用となることを追加している。

2. 第11章「6. 延長許可された特許権存続期間の範囲」の内容に合わせて、文言を修正して、医薬品又は農薬の特許権について期間延長が許可された権利の範囲を明確化している。

九、その他の修正内容

法律条文に対応した文言の修正や誤記の訂正等。(2023年6月)

企業が台湾のグリーン商標出願/登録状況を理解し、ニュートラルカーボンへの取組みを行うことができるように、知的財産局は台湾グリーン商標について製品の分類別に出願傾向を整理、分析して、「わが国の過去 10 年におけるグリーン商標産業の比較分析」報告を作成した。その中で、統一企業股份有限公司 (Uni-President Enterprises Corporation)、アップル (米国) 及びアリババグループホールディング (ケイマン諸島) によるグリーン商標出願件数が上位を占めている。

商標は商品又は役務の出所を表示するものであると同時に、現在の市場と経済の方向性の指標でもある。世界中が温暖化の進む地球を救い元来の緑の大地を取り戻すため積極的に取り組んでおり、技術面の介入以外に、知的財産である商標も同様にこのニュートラルカーボンの競争における重要な一環を担っており、多くの大企業による温室効果ガス排出削減への取組みを誘引している。

知的財産局が作成した分析報告は、欧州連合知的財産庁 (EUIPO) が行った EU グリーン商標 (Green EU trade marks) の研究を参考にして、商標登録出願で採用されている「ニース分類 (Nice Classification) 名」でスクリーニングした後、さらに「エネルギー製品 (Energy production)」、「運輸 (Transportation)」、「省エネ (Energy conservation)」、「リユース/リサイクル (Reuse/recycling)」、「汚染制御 (Pollution control)」、「廃棄物の管理 (Waste management)」、「農業 (Agriculture)」、「環境保護意識 (Environmental awareness)」、「気候変動 (Climate change)」等の 9 項目の大分類 (グループ)、35 項目の小分類 (カテゴリ) のグリーン商標に整理するとともに、グリーン商標がその分類の商標出願件数に占める割合を分析して、企業がグリーン商標への取組みや国際的な気候変動/カーボンニュートラル対策への対応を行うための参考として供する。

分析報告によると、過去 10 年間に台湾のグリーン商標が商標出願件数全体に占める割合は約 15% であったという。全体的にみると、前期 (2013~2015 年) の平均は 12.41%、中期 (2016~2019 年) の平均は 14.72%、後期 (2020~2022 年) の平均は 15.87% で成長傾向が続いており、企業がグリーン商標への取組みをより重視してきていることが分かる。さらにグリーン製品全体に 9 大分類がそれぞれ占める割合をみると、多い順に「省エネ」、「汚染制御」、「エネルギー製品」となっており、それらの合計はグリーン商標出願件数全体の 8 割以上を占め、企業によるグリーン商標取組みはそれら三分野が中心となっていることがうかがわれる。

知的財産局によると、グリーン商標の出願件数は、内国出願人が最も多く、それに中国、日本、米国が続いている。中国は運輸、省エネ、汚染制御、廃棄物の管理において目覚ましい成績を収め、日本は省エネ、気候変動を除くすべての大分類において 3 位以内に入っている。米国はエネルギー製品、リユース/リサイクル、環境保護意識、気候変動などにおいて好成績を収めている。

さらに九大分類別において出願人トップ 3 をみると、統一公司、アップル、アリババグループホールディングが多くの大分類において名前を連ねており、台湾グリーン商標の大口出願人となっている。特に「エネルギー製品」、「省エネ」、「廃棄物の管理」の三大分野において統一公司とアップルが 2 位以内に入

っている。統一公司は第2、第7大分類を除き、すべての大分類で3位以内に入っており、同社が台湾に深く根を下ろし、ニュートラルカーボン対策を推進しようとする決意の程がうかがわれる。(2023年6月)

J230620Z8

04 2023年IMD世界競争力ランキングで台湾は世界6位に上昇

スイスローザンヌに拠点を置く経営開発国際研究所 (International Institute for Management Development, IMD) が発表した「2023年IMD世界競争力年鑑 (IMD World Competitiveness Yearbook 2023)」によると、評価対象である64国・地域において台湾は6位を占め、順位は5年連続で上昇し続けており、しかも2012年以来最高の成績となった。人口2000万人を超える経済体だけをみると、3年連続で1位を占めている。

4つの大分類別にみると、台湾の「政府の効率性 (Government Efficiency)」と「ビジネス (企業) の効率性 (Business Efficiency)」はそれぞれ2ランクアップして世界6位と4位となり、「インフラ (Infrastructure)」は1ランクアップの世界12位、「経済のパフォーマンス (Economic Performance)」は9ランクダウンの20位となった。

20評価項目 (中分類) において、「経営プラクティス (Management Practices)」と「科学インフラ (Scientific Infrastructure)」は世界5位以内に入っている。また小分類の評価項目においても、台湾は多くの項目で世界3位以内に入っており、とくに「4G及び5Gモバイルブロードバンド加入者 (Mobile broadband subscribers)」、「千人当たりの研究開発者数 (Total R&D personnel per capita (FTE per 1000 people))」等では世界1位を占めている。

一、経営のパフォーマンス：前年の11位から20位に後退

世界経済の成長が鈍化し、末端需要が減り、製造業は在庫の調整を行ったため、貿易全体の活力が下がり、且つ比較の基礎となる前年度の経済成長率が高い水準にあったことから、「国内経済 (Domestic Economy)」、「国際貿易 (International Trade)」等の指標が後退したが、政府が経済レジリエンス (強靭さ) の向上や国内投資の促進等の政策を推進したことで、台湾の「経済複雑性 (Economic complexity)」が3位、「経済レジリエンス (Resilience of the economy)」が5位、「固定資本形成のGDPに占める割合 (Gross fixed capital formation (%))」が9名にそれぞれ上昇している。インフレについては、政府が積極的に物価の安定化を図り、国内の石油価格・電気料金が比較的安定していたため、「物価 (Prices)」は7ランクアップして10位となった。

二、政府の効率性：前年の8位から6位に上昇

「財政 (Public Finance)」は4ランクアップの6位となった。これは主に政府が債券発行を減らし、借款の元金返済を増やして財政の健全化を進めていることを反映している。「制度的枠組み (Institutional Framework)」、「ビジネス法制 (Business Legislation)」及び「社会的枠組み (Societal Framework)」については順位がやや後退しているが、「消費税率 (Consumption tax rate)」、「個人所得税 (Collected personal income tax)」の仕事の意欲に対する影響、「資金コスト (Cost of capital)」の経営に対する影響に関する指標はいずれも4位にランキングされている。

三、ビジネスの効率性：前年の 6 位から 4 位に上昇

「生産性と効率性 (Productivity & Efficiency)」、「金融 (Finance)」、「経済プラクティス (Management Practices)」及び「姿勢 (取組み) と価値観 (Attitudes & Values)」の順位が上がり、それぞれ 7 位、6 位、3 位、7 位となった。その中でも「経営者の起業家精神 (Entrepreneurship)」、「一般大衆の専門経営者に対する信頼 (Credibility of managers)」、「企業の反応と柔軟性 (Flexibility and adaptability)」、「企業のビッグデータ分析による方針決定能力 (Use of big data and analytics)」、「取締役会の企業管理に対する効率性 (Corporate boards)」及び「企業が顧客満足度を重視する程度 (Customer satisfaction)」等多くの指標で世界一を獲得している。「銀行部門の資産が GDP に占める比率 (Banking sector asset)」、「企業がデジタルツール/テクノロジーを生産性向上に活用する能力 (Use of digital tools and technologies)」等の多くの指標で 4 位を占めている。「労働市場 (Labor Market)」は 8 ランク後退して 25 位であったが、台湾の「仕事に対する意欲 (Worker motivation)」は世界 4 位に達し、台湾が優れた人材を備えていることを示すもので、これは国家発展を支える重要な要因となっている。

四、インフラ：前年の 13 位から 12 位に上昇

「基礎インフラ (Basic Infrastructure)」は前年同様 37 位であったが、「技術インフラ (Technological Infrastructure)」、「科学インフラ (Scientific Infrastructure)」及び「健康と環境 (Health & Environment)」は順位が上昇しており、台湾が科学研究力、技術力、イノベーションの成果において評価されていることを示すものだといえる。「4G 及び 5G モバイルブロードバンド加入者」、「千人当たりの研究開発者数」等で世界 1 位を占めているほか、「研究開発総支出額が GDP に占める割合 (Total expenditure on R & D)」、「企業の研究開発経費支出額が GDP に占める割合 (Business expenditure on R & D)」、「ミディアムテック/ハイテックが製造業の付加価値全体に占める割合 (Medium- and high-tech value added)」、「企業が持続可能な発展を重視する程度 (Sustainable development)」等でも上位に入っている。(2023 年 6 月)

台湾ハイテク産業情報

J230620Y5

01 鴻海と Stellantis が SiliconAuto を設立 車載用半導体に参入

鴻海科技集団 (Hon Hai Technology Group) と世界自動車トップメーカーである Stellantis (ステランティス) は、2023 年 6 月 20 日に合弁会社 SiliconAuto (シリコンオート) を設立し、双方が 50% ずつ株を保有すると共同発表した。SiliconAuto は 2026 年より、Stellantis をはじめとする自動車業界の顧客に一連の最先端車載用半導体設計と販売サービスを提供する予定である。

鴻海は、今回の合併により、Stellantis が深く把握している世界モバイル産業ニーズと結合し、且つ鴻海の通信産業における専門知識と開発力を活かし、SiliconAuto は専門とする半導体製品、特に電気自動車に必要な多数のコンピ

ユーザ制御機能及び関連モジュール製品を主に供給すると述べた。

SiliconAuto は今後、Stellantis、鴻海及びサードパーティ向けにも半導体製品を供給する予定であり、それには Stellantis が新たに開発した、OTA (Over-the-air) 無線アップデート機能を備えた電子・電気及びソフトウェアアーキテクチャ「STLA Brain」も含まれる。

SiliconAuto はオランダに本拠を置き、鴻海と Stellantis の双方で共同経営チームを結成し、Stellantis が SiliconAuto の部品設計業務を行い、今後、電気自動車や各種新エネルギー車に必要なプラットフォーム機能を供給する。

鴻海によると、今回の提携は、2021年12月に発表した、鴻海と Stellantis の車載用半導体分野における戦略的パートナーシップに続き、これをより一層発展させたものであるという。鴻海と Stellantis はまた、家電機能を組み合わせたスマート・コックピット、ヒューマンマシンインターフェイス及び関連サービスを主要対象とする合併会社 MobileDrive (モバイルドライブ) も設立した。(2023年6月)

台湾知的財産権関連の判決例

01 営業秘密関連

■ 判決分類：営業秘密

秘密保持契約で定めた守秘しなければならない機密資料は、必ずしも営業秘密法で定義された「営業秘密」と一致しなければならないとは限らないが、明確性、合理性、非一般周知性の特性を備えていることが必須であり、且つ第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置を講じたものである。

■ ハイライト

原告(被控訴人)は下記の通り主張した。被告黄逸庭、陳昱成(控訴人)は以前それぞれ原告の設備 TESTING 事業部の副社長と中国設備 TESTING 部の本部長をしており、黄逸庭が所有していた公務用ノートパソコンの中の各部門の財務情報、給与・ボーナス明細表、設備の自動 TESTING 市場の製品設計図、設備応用側である主要顧客の製品設計図、各週重要事項報告、自動 TESTING 部門の月報情報、業務販売の売上予測表等の七種情報(それぞれ第一種情報から第七種情報と言い、併せて係争七種情報と称す)が秘密保持契約で約定された機密資料、機密情報、メッセージであると明らかに知悉していたにもかかわらず、黄逸庭は同意を得ることなく、無断で係争七種情報を同人所有のすべての USB メモリに複製し、係争秘密保持契約の約定に違反した。同人は離職後、被控訴人と競争関係のある Xcerra Corporation (以下、Xcerra 社)に就職し、控訴人の元会社の社員をヘッドハンティングしたことで、被控訴人に人材流出及び営業利益の損失を与えるに至った。

知的財産裁判所第二審判決(110年度民營上字第5号判決)は次の通りである。

一、企業が契約を以て約定した保持しなければならない秘密は、契約自由の原

則に基づくものである。必ずしも営業秘密法で定義された「営業秘密」と完全に一致しなければならないとは限らないが、明確性及び合理性を依然として備えている必要がある。その内容は少なくとも非一般周知性の特性を備え、且つ第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置をすでに講じていることで始めて成立するのであり、いかなる情報であってもすべてが秘密保持の範囲内にあると拡大解釈してはならない。

二、被控訴人が第三者の閲覧に提供したことについて、他人による同情報の取得を防止するために、閲覧を提供した人と秘密保持契約を締結したことについて挙証していない場合、非一般周知性の特性があり、且つすでに第三者による知悉を防止するための秘密保持措置を講じたことを証明したことは認め難く、秘密保持契約で約定された秘密保持の範囲に該当しない。

三、発注予測、運営コスト、粗利益、成長率、出荷状況、遅延原因、売上予測、クライアント戦略の評価等は、公開決算報告書のような会社全体に関する統合情報とは違い、市場または専門分野において特定の方法により調査して取得できる情報ではない。また、給与・ボーナス明細表には、被控訴人の会社の各部門の社員給与、人事評価、賞与の配分、入社日、職務階級、職名等が含まれ、並びに社員についての記録項目があり、各々の社員の能力の優劣、各年度の社員業績及び当該社員に対する会社側の評価を知悉することができ、被控訴人の独占的な情報であり、市場または専門分野において特定の方法により調査して取得できる情報ではなく、たとえ営業秘密法で定義された「営業秘密」に該当しなくても、明確性、合理性及び非一般周知性の特性を備え、且つ被控訴人が第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置を講じたものであるため、当然ながら秘密保持契約書で定めた守秘しなければならない「機密資料」に該当する。

II 判決内容の要約

【裁判番号】 110 年度民営上字第 5 号

【裁判期日】 2022 年 07 月 29 日

【裁判事由】 営業秘密に関する損害賠償等（労働）

控訴人 黄逸庭

控訴人 陳昱成

被控訴人 蔚華科技股份有限公司

上記当事者間の営業秘密に関する損害賠償等（労働）事件について、控訴人が 2021 年 3 月 12 日新竹地方裁判所 107 年度智字第 8 号第一審判決に対して控訴を提起し、被控訴人が請求の縮減を申立てた。本裁判所は 2022 年 7 月 7 日に口頭弁論を終結して次の通り判決する。

主文

一、原判決（訴えの請求の減縮の部分を除く）において、百四十一万台湾ドル以上の元金の支払いを控訴人黄逸庭に命じた部分、及び控訴人陳昱成に支払い

を命じた部分、及び各当該部分についての仮執行宣言並びに訴訟費用（請求の減縮の部分を除く）についての裁判をすべて破棄する。

二、上記破棄の部分について、第一審における被控訴人の訴え及び仮執行宣言の申立てをすべて棄却する。

三、控訴人黄逸庭の他の控訴を棄却する。

四、第一審、第二審の訴訟費用（請求の減縮の部分を除く）について、控訴人黄逸庭が控訴した部分に関しては、12%を控訴人黄逸庭が負担し、余分は被控訴人の負担とする。控訴人陳昱成が控訴した部分に関しては、被控訴人の負担とする。

一 事実要約

被控訴人による主張：黄逸庭、陳昱成（控訴人）は以前それぞれ原告の設備 TESTING 事業処の副社長と中国設備 TESTING 処の本部長をしており、黄逸庭が所有していた公務用ノートパソコンの中の各部門の財務情報、給与・ボーナス明細表、設備の自動 TESTING に関する市場における製品設計図、設備応用側である主要顧客の製品設計図、毎週重要事項報告、自動 TESTING 部門の月報情報、業務販売の売上予測表等七種情報（それぞれ第一種情報から第七種情報と言い、併せて係争七種情報と称す）が、原証五の秘密保持契約、「雇用契約」（以下、原証八雇用契約書）、「秘密保持承諾書」（以下、原証八秘密保持承諾書、以上併せて係争秘密保持契約と称す）の機密資料、機密情報、メッセージであることを彼らは知悉していたにもかかわらず、黄逸庭は同意を得ることなく、2016年7月27日午後3時前後に無断で係争七種情報を黄逸庭が所有していた USB メモリに複製し、係争秘密保持契約の約定に違反した。彼らは離職後、被控訴人と競争関係のある Xcerra Corporation（以下、Xcerra 社）に就職し、控訴人の会社の社員をヘッドハンティングしたことで、被控訴人に人材流出及び営業利益の損失を与え、及び鑑定料、弁護士費用、訴訟費用の支出の損害を受けるに至った。したがって、先順位の請求として、黄逸庭の部分については、原証五秘密保持契約第 1、5 条の約定により 1,159 万 1,712 台湾ドルの支払いを、陳昱成の部分については、原証八雇用契約第 5 条、秘密保持承諾書第 1、6 条の約定により 559 万 3,900 台湾ドルの支払いを請求する。後順位の請求として、民法第 544 条（黄逸庭のみ）、第 184 条第 1 項の前段、後段、第 2 項、第 185 条の規定により、黄逸庭、陳昱成に連帯で 1,800 万台湾ドルを支払うよう請求する。

二 両方当事者の請求内容

（一）控訴人（被告）の請求：原判決の破棄。第一審における被控訴人の訴えの棄却。

（二）被控訴人（原告）の請求：控訴棄却。

三 本件の争点

（一）秘密保持契約に基づき黄逸庭に 1,159 万 1,712 台湾ドルの支払いを求めた被控訴人の請求には根拠があるか。根拠がある場合、金額はいくらか。

（二）雇用契約、秘密保持承諾書に基づき陳昱成に 559 万 3,900 台湾ドルの支払いを求めた被控訴人の請求には根拠があるか。根拠がある場合、金額はいくらか。

四 判決理由の要約

(一) 企業が経営活動において、自身の営業秘密を保護するために、秘密保持契約を以て、営業秘密を取扱う可能性のある者に秘密保持の義務を負わせることは不可ではない。且つ約定された保持しなければならない秘密は、契約自由の原則に基づき、必ずしも営業秘密法で定義された「営業秘密」と完全に一致しなければならないとは限らないが、やはり明確性及び合理性を備えている必要がある。その内容は少なくとも非一般周知性の特性を備え、且つ第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置をすでに講じたことで始めて成立するのであり、いかなる情報であってもすべてが秘密保持の範囲内にあると拡大解釈してはならない（最高裁判所 104 年度台上字第 1654 号判決趣旨参照）。

(二) 原証五秘密保持契約第 1 条の規定：「甲の機密資料とは、乙が在職期間において知悉または保有している甲または甲の子会社、関連企業若しくは承継会社に関するすべての資料を指し、技術の研究・開発、製品の設計と製造、業務経営、会計財務、内部の運営管理及び人事、セールス、取扱販売及び代理店、顧客名簿、購買戦略その他業務と関連するすべての各種公式、模型、措置、プログラム、ドキュメント、企画、図表、戦略、計画等の資料を含むがこれらに限らない。」

(三) 係争七種情報は原証五秘密保持契約第 1 条の機密資料であると被控訴人は主張した。調べたところ、第三種情報は自動テスト設備市場の製品設計図、第四種情報は設備応用側である主要顧客の製品設計図、第七種情報は業務販売の売上予測表である。被控訴人は、Xcerra 社は正規品の商品を生産している業者ではあるが、依然として蔚華会社の係争七種情報を取得する権限はない云々と述べた一方、被控訴人は第三、四、七種情報を第三者である Xcerra 社の副社長 DAVIDGRACE に閲覧させたことがあった。これは被控訴人の上記主張と合致しないのみならず、被控訴人は他人による情報の知悉を防止するために閲覧を提供した者と秘密保持契約を締結したことも証明していないので、被控訴人が第三、四、七種情報が非一般周知性の特性を備えていることをすでに証明した、且つ第三者による知悉を防止するための措置を講じていたとは認定し難く、第三、四、七種情報は原証五秘密保持契約第 1 条の秘密保持範囲に該当しない。

(四) 第一種情報は 2016 年の各部門の財務情報、第五種情報は各週重要事項報告（原裁判第二巻第 248-257 ページを参照）、第六種情報は自動テスト部門から毎月会長・社長及び上級管理職への報告資料（原裁判第二巻第 258-282 ページを参照）であり、その内容は発注予測、運営コスト、粗利益、成長率、出荷状況、遅延の原因、売上予測、クライアント戦略の評価等を含み、被控訴人の公開決算報告書のような会社全体に関する統合情報とは違い、市場または専門分野において特定の方法により調査して取得できる情報ではない。第二種情報は給与・ボーナス明細表であり、その内容は被控訴人の会社の各部門の社員給与、人事評価、賞与の配分、入社日、職務階級、職名等を含み、またそれには「年度をまたぐ給与表」、「提案月給」、「提案金額」、「管理職の調整」、「James 調整」等の項目があるため、各々の社員の能力の優劣、各年度の社

員業績及び当該社員に対する会社側の評価を知悉することができる。それは被控訴人の独占的な情報であり、市場または専門分野において特定の方法により調査して取得できる情報ではない。したがって、前記第一、二、五、六種情報が非一般周知性を備えていると認定することができ、且つ陳昱成も刑事事件において、蔚華会社の社員給与及び人事資料、顧客名簿、販売戦略、製品の価格及びコスト等の資料は守秘しなければならない重要な資料である云々と供述しており、また、黄逸庭も被控訴人の会社の副社長として、当該資料は守秘しなければならない情報であることを陳昱成より更に知悉していたはずであるため、前記第一、二、五、六種情報は明確性及び合理性を備えているものである。

(五) このほか、第一、六種情報はプレゼンテーション用ファイルであり、その上に「SpiroxConfidential」文字が印刷されていた。証人林庭芬は刑事事件の取調べにおいて、「会社による指示については、社員雇用契約及び情報に関する秘密保持契約はともに守秘の規定があった。会議については、会議の秘密保持に関する規定があり、会議通知の際、会議の秘密保持に関する情報が会議資料に入っていて、且つ会議の司会者も一回口頭で呼びかけていた。通常会社経営管理には管理権限表があり、機密資料を見る権限を階層化して管理し、このほか、会社のサーバは異なる部門に異なる権限が設定され、自己専用のアカウント番号とパスワードを入力すると、自己の権限により入ってそれを見ることができた」云々と証言した。また、裁判所による刑事事件の審理の際、林庭芬は「蔚華会社は社員が入社した際、秘密保持契約書への署名、且つ離職時における会社資料の返還を求める。蔚華会社は社員に公務用パソコンを支給し、通常は社員のパソコンの中にどのような資料があるかを確認しない。黄逸庭は蔚華会社から支給されたノートパソコンを持っており、パソコンの起動にパスワードが必要であり、黄逸庭は部門長クラスの幹部なので、更に給与・ボーナス明細表のファイルのパスワードを保有していた。陳昱成は部門長クラスの幹部ではないので、ファイルを開くことができない」云々とも証言した。それに加えて、陳昱成が刑事事件において、自分の部門のコスト、見積、人事資料を知っただけであり、会社の上層部はその部門と関係のないことについては、同人に知らせない云々と供述したことを参照すると、以上を総じて、前記情報には一定の閉鎖性があり、被控訴人が第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置も講じていたことが分かる。黄逸庭が署名した原証五秘密保持契約第1条において、被控訴人が指示していない用途に機密資料を複製・保存してはならないとすでに約定されたにもかかわらず、黄逸庭は故意に当該約定に違反したので、これを以て、被控訴人が第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置を講じなかったと主張してはならない。

(六) よって、たとえ第一、二、五、六種情報は営業秘密法で定義された「営業秘密」に該当しなくても、原証五秘密保持契約第1条で示す「内部の運営管理及び人事」資料に該当し、且つ明確性、合理性及び非一般周知性の特性を備えており、被控訴人もすでに第三者による知悉を防止するための秘密保持の措置を講じていたので、以上の説明によれば、上記情報は当然ながら原証五秘密保持契約第1条で定めた守秘しなければならない「機密資料」に該当する。

(七) 黄逸庭の部分について、被控訴人が先順位の請求において原証五秘密保持契約第 5 条の約定により、黄逸庭に 141 万台湾ドル、及び訴状謄本が送達された翌日、即ち 2018 年 7 月 28 日より弁済日まで、年利 5% で計算した利息の支払いを請求したことは、確かに根拠があり、許可すべきである。この部分を超えた請求については、理由がないものとする。

(八) 陳昱成の部分について、陳昱成は黄逸庭の複製行為について共同実行または意思連絡はなく、被控訴人が先順位の請求において原証八雇用契約第 5 条、秘密保持承諾書第 1、6 条により、陳昱成に元利合計 559 万 3,900 台湾ドルの支払いを請求したこと、後順位の請求において民法第 184 条第 1 項の前段と後段、第 2 項、第 185 条の規定により、黄逸庭と連帯して陳昱成に対して元利合計 1,800 万台湾ドルを支払わなければならないと請求したことについては、すべて理由がないものとする。

2022 年 7 月 29 日知的財産第一法廷

裁判長裁判官 李維心

裁判官 陳端宜

裁判官 蔡如琪

TIPLO
Attorneys-at-Law

TIPLO 台湾國際專利法律事務所
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所

© 2023 TIPLO, All Rights Reserved.